第４５号議案

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市介護保険条例の一部を改正する条例

八王子市介護保険条例（平成１２年八王子市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（保険料率等） 第９条　**平成３０年度から平成３２年度までの各年度**における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　**２万２，７００円** ⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　**３万２，４００円** ⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　**４万５，４００円** ⑷・⑸　（略） ⑹　次のいずれかに該当する者　７万４，６００円 ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）**（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第３３条の４第１項若しくは第２項、第３４条第１項、第３４条の２第１項、第３４条の３第１項、第３５条第１項、第３５条の２第１項又は第３６条の規定の適用**	（保険料率等） 第９条　**平成２９年度**における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴　介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３９条第１項第１号に掲げる者　**３万２，４００円** ⑵　令第３９条第１項第２号に掲げる者　**４万８，７００円** ⑶　令第３９条第１項第３号に掲げる者　**４万８，７００円** ⑷・⑸　（略） ⑹　次のいずれかに該当する者　７万４，６００円 ア　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１３号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が１２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

がある場合には、当該合計所得金額から令第３８条第４項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が１２０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑺　次のいずれかに該当する者　８万４，４００円 ア　合計所得金額が１２０万円以上**２００万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑻　次のいずれかに該当する者　９万４，１００円 ア　合計所得金額が**２００万円**以上**３００万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑼　次のいずれかに該当する者　１０万３，８００円 ア　合計所得金額が**３００万円**以上３５０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑽～⒁　（略）	イ　（略） ⑺　次のいずれかに該当する者　８万４，４００円 ア　合計所得金額が１２０万円以上**１９０万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑻　次のいずれかに該当する者　９万４，１００円 ア　合計所得金額が**１９０万円**以上**２９０万円**未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑼　次のいずれかに該当する者　１０万３，８００円 ア　合計所得金額が**２９０万円**以上３５０万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ　（略） ⑽～⒁　（略）
２　前項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成３０年度から平成３２年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、１万９，５００円とする。	
附　則	附　則 **（平成２９年度における保険料率の特例）** **第２条　第９条第１号から第３号までに掲げる第１号被保険者の平成２９年度における保険料率は、第９条第１号から第３号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。** **⑴　第９条第１号に掲げる者　１万９，５００円** **⑵　第９条第２号に掲げる者　３万２，４００円** **⑶　第９条第３号に掲げる者　４万５，４００円**
（延滞金の割合の特例） **第２条**　当分の間、第１３条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及	（延滞金の割合の特例） **第３条**　当分の間、第１３条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及

び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。	び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法**（昭和３２年法律第２６号）**第９３条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年１４．６パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例による改正後の八王子市介護保険条例の規定は、平成３０年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２９年度分までの保険料については、なお従前の例による。